

令和2年度指定給水装置工事事業者講習会の開催について

1 日時

令和3年1月22日（金） 第1部 10：30から12：00まで
第2部 14：30から16：00まで

※施設の収容率を50%以内とする新型コロナウイルス感染症対策のための政府の指針に伴い、2部制とします。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染症の拡大状況等により中止せざるを得ない場合もあることをご了承ください。

2 場所

草津クレアホール
滋賀県草津市野路6丁目15番11号

3 内容

適正な給水装置工事の施行の確保のため、公益社団法人日本水道協会滋賀県支部の正会員である水道事業者が指定する給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）への情報の提供等

4 対象者

- (1) 令和元年10月1日以降に新規の指定を受けてから一度も当講習会を受講していない指定事業者
- (2) 令和2年9月30日に指定の更新を受けた指定事業者
- (3) (2)の対象ではない指定事業者で、当講習会の受講を希望するもの

※上記(3)を除く対象者には、指定を受けている水道事業者から事前に講習会開催のお知らせが送付されます。万が一、同対象者に該当しているにもかかわらず、当該お知らせが届いていない指定事業者は、指定先の水道事業者にお問い合わせください。

5 講習会の受講（又は不参加）の手続きについて（事前申込制）

次のいずれかの方法により、公益社団法人日本水道協会滋賀県支部事務局へ受講申請又は不参加手続きをしてください。

- (1) 電子申請サービス

次の URL 又は QR コードからアクセスして手続きを行ってください。

URL https://s-kantan.jp/city-otsu-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=883

QR コード



(2) メール又はファックス

事前に送付している「受講申請書」又は「不参加理由書」を8の事務局宛に提出してください。

※複数の水道事業者から指定を受けている場合でも、(1)及び(2)のどちらの申請方法であっても、申請は1回のみとなります。

6 受講（又は不参加）手続きの申請期間

令和2年9月30日（水）から令和2年10月23日（金）まで

（※申請期間最終日の日付が変わるまで申請可能です。）

7 その他

当講習会の内容詳細については、事前に指定先の水道事業者から送付している開催のお知らせを参照してください。なお、4(3)の指定事業者については、原則、受講希望されからの案内となりますので、指定先の水道事業者にお問い合わせください。

8 連絡先

公益社団法人日本水道協会滋賀県支部事務局

（大津市企業局企業総務部企業総務課内）

TEL 077-528-2601

FAX 077-523-3399